

熊本県アスベスト問題情報連絡会議設置要綱

（目的）

第1条 アスベスト問題に関する部局間連携を図り、県民の安全・安心につながる総合的な対策を講じるため、熊本県アスベスト問題情報連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、アスベスト問題に関する情報を共有するとともに、次に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施する。

- （1）県民からの相談受付体制
- （2）環境対策、健康対策及び建築物対策（県有施設対策を含む。）
- （3）その他アスベスト対策を講じるために必要な事項

（連絡会議）

第3条 連絡会議は、別表1に定める職にある者をもって構成し、会長を置く。

- 2 会長は、副知事（環境生活部担当）をもって充てる。
- 3 連絡会議は、会長が招集する。
- 4 会長が必要と認めるときは、連絡会議に関係者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第4条 連絡会議を補佐するため幹事会を置き、別表2に定める職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会に置く代表幹事は、環境生活部環境局長をもって充てる。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集する。
- 4 幹事会は、アスベスト問題に関する情報の収集及び分析並びにアスベスト対策に関する施策の企画、調整等を行う。
- 5 代表幹事が必要と認めるときは、幹事会に関係者の出席を求めることができる。
- 6 幹事会に、個別の課題を検討するため専門部会を置くことができる。なお、専門部会に関して必要な事項は別に定める。

（事務局）

第5条 連絡会議及び幹事会の事務局は、環境生活部環境局環境保全課に置き、事務局長は、環境保全課長をもって充てる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 11 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

副知事（環境生活部担当）
知事公室長
総務部長
企画振興部長
健康福祉部長
環境生活部長
商工観光労働部長
農林水産部長
土木部長
企業局長
病院局長
教育長
警察本部警務部長

別表 2（第 4 条関係）

知事公室	秘書課長
総務部	人事課長
企画振興部	企画課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
環境生活部	環境局長
〃	環境政策課長
〃	環境保全課長
商工観光労働部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
土木部	監理課長
企業局	総務経営課長
病院局	総務経営課長
教育庁	教育政策課長
警察本部	会計課長